

5 平成 27 年度 農地中間管理事業評価委員会

- 平成 28 年 6 月 20 日(月)午後 1:30~3:50 甲府市東光寺 3-13-25 かいてらす(山梨県地場産業センター) 2 階小会議室において「農地中間管理事業評価委員会」を開催した。

<評価委員(敬称略)>

山梨大学生命環境学部教授	渡辺靖仁(委員長)
山梨県中小企業団体中央会専務理事	中込雅
元農政部技監	篠原隆美
山梨県建築士会女性部会長	松野範子

- ※ 農地中間管理事業の県所管課として、中村担い手・農地対策室長が出席

- 報告事項

平成 26 年度農地中間管理事業に係る評価委員会実施結果について

- 協議事項

平成 27 年度農地中間管理事業に係る評価について

(1) 平成 27 年度農地中間管理事業の実施状況

事務局から資料に基づいて説明。主な内容は以下のとおり。

- ① 平成 27 年度農地中間管理機構活動方針、並びに方針に基づく取組状況
 - ・ 機構と連携して事務を行ってもらうため、27 市町村、3 市公社、4JA と業務委託契約を結んだ。
 - ・ 農地借受希望者について 6 回公募を行った結果、303 人(借受希望面積として 197.6ha)から応募があった。
 - ・ 「人・農地プラン推進会議」において、関係者が農地中間管理事業の進捗状況や問題点の把握、問題解決に向けた方針などを協議した。
 - ・ 県農務事務所、業務委託機関等の担当者に対して、事業の進め方、進捗状況、問題点などの現場の声を聴いたり、国による事業内容の変更や、問題点の解決に向けた方針等の伝達、意見交換を行った。
 - ・ 国等が開催する会議に出席し、農地中間管理事業にかかる全国共通の課題や対応方針について、国や他の都道府県担当者との意見交換や、優良事例の収集などを行った。
 - ・ 県下全市町村へのキャラバン活動において、担当者とのヒアリング、意見交換を行った。

- ・担い手組織の代表等で構成される「山梨県就農促進会議」の場で、農地中間管理事業について意見交換を行った。
- ・会議、県・市町村広報誌、マスコミ、イベント等を通じてPRを行った。
- ・耕作放棄地等を借受けて条件整備し、果樹の苗木の植付と育成を行い、担い手に貸し付けるモデル的な事業を実施した。

② 実績について

- ・借受面積については、目標315haに対して実績215haで、借入率は68.3%となった。
- ・貸付面積については、目標300haに対して実績213haで、貸付率は71.1%となった。
- ・借受面積、貸付面積とも、平成26年度に比べて大幅に増加した。

③ 平成28年度農地中間管理機構活動方針、並びに方針に基づく取組内容

- ・機構と関係機関・団体が一体となった推進体制を継続。
- ・27市町村、3市公社、4JAとの業務委託
- ・年間を通じた農地借受希望者の公募 年6回
- ・借受希望者の要望に合った貸付農地の確保
- ・耕作放棄地解消に向け県事業(20万円/10aまで補助)を活用
- ・県農務事務所を中心としたマッチング
- ・農地中間管理事業の重点実施区域における農地整備事業との連携
- ・果樹産地協議会との連携による、機構を活用した優良品種・品目への改植や小規模樹園地整備の推進
- ・生産組織、集落組織等へのPR

(2) 事業評価(提案・意見を含む)

① 実績(数値)について

- ・借入面積、貸付面積とも、目標に対して約70%の実績であり、全国的に見ても、本県の伸び率は国平均以上となっており、数字的には良かった。

② 推進体制について

- ・関係機関・団体が一体となった事業推進と職員の頑張りは理解できるが、農業委員会のかかわりが少ないのではないか。
- ・農業委員は基盤強化法による利用権設定に関して働いていると思われるが、新たに農業委員会制度の見直しがなされた中、今後、農地中間管理事業においての連携を強化してほしい。

③ PR 活動について

- ・ 30 代 40 代の方が、農業をやってみたい、山梨の果樹はどうなんだろうと思った時、いきなり役所に電話するよりは、インターネットで検索し、「自分が農業を出来るか、就農にはどういうルートがあるのか、どういところに話を聞きにいけばいいか」などを調べる人が多いと思うので、若手の人に目を向けさせるため、HPをもっと充実してPRしてもらいたい。
- ・ 内容はわかりやすく、農地の貸し借りということだけでなく、農業とはどういうものか、農業ってどうやればできるのかなどが見られるよう、やさしくわかりやすい情報提供をしてもらいたい。また、県の就農支援の取り組みも案内してもらいたい。
- ・ 全国の中でこの仕組みを使うことによって、農業生産の規模拡大を仕組み、農業法人やグループが成功したメジャーな事例を紹介すればみんなが着目するのでは。
- ・ 耕作放棄地を解消し、規模拡大・集積により、更に高収益につながったような事例、47 都道府県の中には、同じような仕組みで成功している事例があると思うので、県内事例でなくてもいいから、HP などで PR してもらいたい。
- ・ 県広報誌に載せた県外からの新規参入の実例、また、貸付者の実例、借受者の実例、若手農業者の実例が県内でもあれば、自分はこのケースに該当するといったことで、広がりを見せるのではないか。目に見えるような形で、実例をいくつも HP に紹介してもらいたい。
- ・ 総務省の 18 才から選挙権の PR ビデオは、驚くほどくだけているが、機構の PR もアニメの活用など、思い切ってソフトな情報提供も必要ではないか。

④ 事業の進め方・方策全般について

- ・ 「果樹の苗木を植え付けて担い手に貸し付けるモデル事業」は、平成 28 年度予算が認められなかったということだが、とても良いアイデアであり、モデルと言っても 1 回で終わると PR にならないので、平成 29 年度の予算化に向けて、やり方はいろいろあり研究するところがあるが、継続してもらいたい。
- ・ 機構集積協力金について、支払単価が引き下げられるが、行政に対する不公平感が出ないような対応が必要である。
- ・ 地元では、法人を立ち上げて機構の仕組みを活用して農地を集積する取組を考えているが、ほとんどが傾斜地という実情であり、県単事業では十分な整備が出来ず、機械化が望めないため法人設立に踏み切れない。このような機構の仕組みを活用するにあたって農地整備についても、機構の支援が必要である。

- ⑤ 今後の事業推進に向けた意見(課題の提示、対応策の提案等)
- ・ 格安で作れ、支柱の間隔が広く農業機械も入れるぶどう棚が開発されたと、4月に県のHPで紹介されたが、地域をまとめてブドウのゾーニングをする仕組みとして有効に使えるので、例えば、ワイン向けの甲州種を団地化することを描きながら取り組み、この技術を機構が活用することも考えてほしい。
 - ・ 機構事業を活用した目玉となる取り組みを行うことが重要であり、あらかじめ積極的に手を挙げてもらう施策も必要。機構だけの取組では難しいので、それぞれの関係部署と連携、調整する必要があるが、連携のコマが増えれば、コーディネーターの役割が重要となる。また、一連の施策をパッケージで提案していくような仕掛けも必要。
 - ・ 農地の貸借には、農地法、基盤強化法、機構法による3つのルートがあるが、交通整理が出来ていないので、今後整理をしていく必要がある。